

## 天理市空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、天理市における空き家等の有効活用を通して、天理市への定住促進による地域活性化を図るため、空き家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 天理市内に存する物件で、個人が居住を目的として建築し、現在使用していない（使用しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等の営利を目的とする集合住宅を除く。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 利用希望者 天理市への定住等を目的として空き家の利用又は活用を希望する者をいう。

(4) 空き家バンク 空き家の売却及び賃貸等を希望する所有者等から提供を受けた情報を、移住定住、商業等を目的として、利用希望者に対して提供し、紹介を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録の申込み等)

第 4 条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、天理市空き家バンク物件登録申込書（様式第 1 号）及び同意書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込書及び同意書の提出があった場合は、その内容を審査し、空き家バンクに登録することが適当と認めるときは、天理市空き家バンク物件登録台帳に登録し、天理市空き家バンク登録通知書（様式第 3 号）により当該申込者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

(1) 第 2 条第 1 号及び第 2 号の条件を満たしていない場合

(2) 市税を滞納している場合

(3) 登録の申込みを行った所有者等が「天理市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月天理市条例 22 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当する場合

(4) 空き家の老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

(5) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めるもの

(登録物件の利用者登録の申込み等)

第 5 条 前条第 2 項の規定により登録された空き家（以下「登録物件」という。）の利用希望者は、天理市空き家バンク利用登録申込書（様式第 4 号）及び同意

書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、天理市空き家バンク利用者登録台帳に登録し、天理市空き家バンク利用登録完了通知書（様式第6号）を当該申込者に通知するものとする。

（1）空き家に定住し、又は定期的に利用し、地域住民と協調及び連帯できるもの

（2）その他市長が空き家バンク利用者として登録することが適当と認めるもの

（登録の有効期間）

第6条 第4条第2項又は前条第2項の規定による登録の有効期間は、2年とする。ただし再登録を妨げない。

（変更の届出）

第7条 第4条第2項の規定により登録された者（以下「物件登録者」という。）

は、申込事項に変更があった場合は、天理市空き家バンク登録事項変更届書（様式第7号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定により登録された者（以下「利用登録者」という。）は、申込事項に変更があった場合は、天理市空き家バンク利用登録事項変更届出書（様式第8号）により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消）

第8条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、天理市空き家バンク利用者登録台帳の当該空き家に関する登録を抹消するとともに、天理市空き家バンク登録取消通知書（様式第9号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（1）当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

（2）申込内容に虚偽があると認められるとき。

（3）物件登録者から登録抹消の届出があったとき。

（4）登録の有効期間が経過したとき。

（5）その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項第1号及び第3号の場合において、物件登録者は、天理市空き家バンク登録取消届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、天理市空き家バンク利用者登録台帳の登録を抹消するとともに、天理市空き家バンク利用登録取消通知書（様式第11号）を当該利用登録者に通知するものとする。

（1）空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2）申込内容に虚偽があると認めるとき。

（3）利用登録者から登録抹消の届出があったとき。

（4）登録の有効期間が経過したとき。

（5）その他市長が不相当と認めるとき。

4 前項第 3 号の場合において、利用登録者は、天理市空き家バンク利用登録取消届出書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

（利用申込等）

第 9 条 登録物件の売買、賃貸借等の交渉を希望する利用登録者（以下「交渉希望者」という。）は、天理市空き家バンク登録物件利用希望申込書（様式第 13 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、当該登録物件の物件登録者に対し、その旨を通知するものとする。

（所有者等と交渉希望者の交渉等）

第 10 条 物件登録者と交渉希望者の交渉並びに売買及び賃貸借等契約は、当事者の責任において行うものとし、市は直接これに関与しないものとする。

2 交渉並びに売買及び賃貸者等の契約に関する疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし、市は直接これに関与しないものとする。

（情報提供）

第 11 条 市長は、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対して、天理市空き家バンク物件登録台帳及び天理市空き家バンク利用者登録台帳に登録された情報を提供する。

（個人情報取扱い）

第 12 条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、天理市個人情報保護条例（平成 15 年 12 月天理市条例第 40 号）その他関係法令等に基づき適正に取り扱わなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成 29 年 12 月 25 日から施行する。